
生命保険の課題

ニッセイ基礎研究所 明田 裕

1. はじめに

「巨大災害・巨大リスクと保険」というテーマを論じる場合、生命保険はどうしても脇役の地位にとどまる。東日本大震災の際の保険金の支払額でも、地震保険を中心とする損害保険とは一桁違う。しかしながら、それは、個々の家族にとって生命保険が重要でない、ということでは決してない。東日本大震災で家計の担い手が死亡した家族の数は、建物が全半壊し住むところを失った家族の数に比べればはるかに少ない¹（もちろん多くの場合、家計の担い手を失った家族は住むところも失っている）が、そうした家族においては、生活の再建に一層の困難が想定される。生命保険はそうした家族の生活の再建を手助けする重要なツールである。

本報告の構成は以下のとおりである。次の第2章では、巨大災害による保険金支払とそのソルベンシーへの影響を概観する。続いて第3章では、巨大災害の資産運用への影響を分析し、第4章では、保険販売などへの影響と生保会社に求められることを述べ、最後の第5章で、若干の課題について問題提起を行う。

2. 巨大災害による保険金支払とソルベンシーへの影響

(1) 東日本大震災における支払

生命保険協会の発表によれば、旧簡保契約分を含む生保全社の（災害）死亡保険金支払は、2012年8月末現在、20754件、1578億円（うち普通死亡分1080億円。災害死亡分497億円）となっており、最終的な支払額は1640億円と想定されている。普通死亡の最終的支払額は1120億円と推計され、死者・行方不明者1人あたりでは約600万円

¹ 9月19日の警察庁発表によれば、東日本大震災の死者・行方不明者数は18684人。建物の全半壊は394666戸（全壊129426戸、半壊265240戸）。

となる。これは全国民1人あたりの死亡保険金額1084万円²の半分余にとどまっているが、今回の犠牲者が高齢者に偏っている³ことがその主因と考えられる。

この支払額を生保会社のフロー、ストックの水準と比較し、ソルベンシーへの影響を測ってみる。発生直前の2009年度決算でみて、生保全社の危険差益は3兆円前後⁴、危険準備金額は6.0兆円、ソルベンシーマージン総額は28.4兆円であり、今回の1640億円という支払額は生保会社のソルベンシーに大きな影響を与えるものではないといっておくまい。

(2) 今後の展望

東海、東南海、南海の3連動の地震とされる南海トラフ巨大地震について、国の有識者会議は、8月29日に「最悪の場合で約32万人が死亡する」という被害想定を公表した。単純に今回の東日本大震災の死者・行方不明者数との比で計算すると、民間生保全社の保険金支払額はおよそ2.8兆円に達することになる。

生命保険事業の場合は、地震・津波よりもむしろパンデミックの方がソルベンシーに深刻な影響を及ぼす可能性がある。国は、鳥インフルエンザのパンデミックに関して、重度（スペイン・インフルエンザ相当）の場合、死亡者数が64万人に及ぶと予測している（2005年11月「新型インフルエンザ対策行動計画」）。過去の大災害等の死亡者数を見ても、関東大震災（1923年）の14.3万人に対して、スペイン・インフルエンザ（1918年～）は45万人と、大きく上回っている。しかし、仮に死亡者数が64万人（全国民の0.5%に相当）に及んだ場合でも、危険保険金額ベースの支払額は危険準備金の範囲内にとどまるという試算がなされている⁵。

3. 巨大災害の資産運用への影響

(1) 東日本大震災後の市場の動きと資産運用への影響

² 直前の2009年度決算の保有契約高（個人保険＋団体保険。旧簡保契約を含む）1388兆円を2010年国勢調査の人口速報値12805万人で除して算出。

³ 平成23年版防災白書によれば、発生後1カ月時点で検視を終え身元が確認された東北3県の犠牲者の年齢構成は、0～19歳：6%、20～59歳：29%、60歳～：65%となっている。

⁴ 開示が確認できる伝統的生保7社とかんぽ生保の合計数値22006億円から推計。

⁵ 村松容子・中嶋邦夫「新型インフルエンザの生保事業への影響」『生命保険経営』2010年5月号。

【平成24年度大会】
シンポジウム
報告レジュメ：明田 裕

巨大災害の発生は日本経済にダメージを与えトリプル安（株安、円安、債券安）をもたらす、というのが一般的な見方だと思われるが、東日本大震災後の市場はそのとおりに動いたわけではない。

	日経平均	電気・ガス業指数	東京電力株価	円/ドルレート	10年国債利回り
2011.3.10	10434 円	648.0	2153 円	82.8 円	1.295%
直後のボトム時 (15日)	8605			76 円台 (17日 NY)	
2011年3月末	9755	464.5	466	82.8	1.250
2012年3月末	10083	377.5	208	82.2	0.985
2012年8月末	8839	264.6	131	78.5	0.794

株式については想定どおり全面安の展開となり、特に東京電力をはじめとする電力株の下げがきつかった。為替については急速に円高が進んだ（日本時間 17 日の日米欧協調介入で一服）。「保険会社が海外資産を売って保険金支払財源を確保するはずだ」という観測・思惑による投機的な動きが背景にあったと解説されている。金利は若干低下し、債券価格は上昇した。

これらの市場の動きは当然に生保の資産運用にマイナスの影響を与えた。株式についていえば、生保は特に電力株の値下がりの影響を大きく受けた。東証の 33 業種分類のうち「電気・ガス業」の時価総額が全体に占める割合が 2010 年 3 月末で 4.4% であったのに対し、生保大手の株式ポートフォリオに占める「電気・ガス業」の割合はほぼそれに倍していたためである。東京電力株についていえば、保有上位の 2 社の保有株数は合計すると 1 億株を超えていた⁶。

一方、金利の低下、債券価格の上昇は短期的には含み損益の改善をもたらすが、今後の資産運用を考えれば、生保には大きなマイナスである。換言すれば、円金利資産の割合が 70~80% 程度でかつそのデュレーションが負債に比べて短い現在の運用では、資産負債総合管理の視点からすれば、金利の低下はサープラスの減少につながる。

（2）今後の展望

⁶ 『会社四季報』2011 年春号によれば、2010 年 9 月末の東京電力株保有上位の生保 2 社の保有株数は合計 10780 万株であった。同 2012 年秋号によれば、この 2 社の保有株数は 2012 年 3 月末で 7080 万株に減少している。

【平成24年度大会】
シンポジウム
報告レジュメ：明田 裕

最近の国際収支を見ると、貿易収支は赤字が定着しつつある。所得収支の大幅黒字によって経常収支は全体として黒字を確保しているが、震災発生前に比べればその額は大幅に減少している。また、復興資金に充てるための国債の大量発行もあり、財政赤字の状況も着実に悪化しつつある。

そのため、今後巨大災害が発生した場合は、その規模にもよるが、それが日本売り・金利急上昇の引き金になる可能性は否定できない。金利の上昇は基本的に生保にはプラスであるが、その急上昇（＝債券価格急落）は、解約の急増などによって大きな損失が発生したり資金が流出したりする懸念があるとともに、販売面では、当面低い予定利率の適用を余儀なくされる⁷ため、貯蓄性の商品の競争力の低下をもたらす。

4. 保険販売などへの影響と生保会社に求められること

(1) 保険販売などへの影響

東北3県の新契約高、保有契約高の推移は以下のとおりである。3県の中では宮城と岩手・福島の間やや差がある。昨年12月に保険料払込猶予期間延長の措置が終了し解約・失効が増加していないか気になるところだが、この点についての公表資料はない。個人保険新契約高の推移（十億円。転換契約は含まない）

	岩手県	宮城県	福島県	全国
2009年度	551	1140	926	62908
2010	529	1094	895	65387
2011	548	1214	917	67767
2011/2009(%)	99.5	106.5	99.0	107.7

（出典）生命保険協会「生命保険事業概況 - 年次統計 - 地方別統計表」各年。

個人保険保有契約高の推移（十億円）

	岩手県	宮城県	福島県	全国
2009年度	8148	16545	13099	902947
2010	7889	16006	12649	879596
2011	7724	15882	12287	865346
2011/2009(%)	94.8	96.0	93.8	95.8

（出典）同上。

⁷ 金利が上昇したとしても、来年4月に引き下げられる標準利率が引き上げられるまでには相当のタイムラグが生じる。

(2) 生保会社に求められること

巨大災害が発生した場合、生保各社には、何にもまして、早く間違いなく保険金を支払い、被災者の生活再建に資することが求められる。この点については、3月の関東部会で生命保険協会の棚瀬事務局長から詳細な報告があったとおりだが、災害死亡部分の免責不適用をいち早く全社が決定するとともに、必要書類の一部省略といった実務取扱の実施、災害地域生保契約照会制度の創設、業界共通データベースの構築などを通じて、全社が簡易・迅速な保険金の支払に努めたところである⁸。

この点、金融庁の監督指針の中でも、以下のように「テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、保険契約者等の保護上、必要最低限の業務の継続が可能となっているか？」とされている。

「保険会社向けの総合的な監督指針」

- 3 - 14 業務継続体制（BCM）

- 3 - 14 - 2 平時における対応

業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、保険契約者等の保護上、必要最低限の業務の継続が可能となっているか？（中略）例えば、

ア．災害等に備えたコンピューターシステム、顧客データ等の安全対策（紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等）は講じられているか。

イ．これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。

ウ．保険契約に基づく保険金等の適切な支払いなど保険契約者等の保護の観点から重要な業務を、暫定的な手段（バックアップデータに基づく手作業等）で対応する準備が整っているか。

（後略）

大規模自然災害等の危機発生時において、保険金支払い業務を継続・復旧させていくべき機能と明確に位置付けた上で、日頃から、災害発生時に支払い業務の継続・復旧が図られるような体制が整備されているか。（後略）

関連して、今回の東日本大震災の場合は生保会社のコンピューターセンターが被災したケースはなかったと思われるが、生保会社は顧客との継続的な関係を有しており、かつ大災害時には大量の給付請求が想定されることから、コンピューターセンターのデータの保全は一般企業にまして重要である（上記監督指針 ア、イ）。

⁸ こうした取組みで、生保協会は「平成24年度消費者支援功労者 内閣府特命担当大臣表彰」を受賞した。

この点、生保各社では、「日本生命が茨木市にデータセンターを新設し既存の堺市のセンターとともに2カ所でデータを同時管理⁹」「大阪のシステムセンターの機能が停止した場合には千葉にあるバックアップセンターを稼動¹⁰」「当社システム関連機能が東京電力管内に集中している状況もふまえBCPの見直しを検討¹¹」といった対応がとられているようである。

5. 今後の課題

(1) 平時からの体制整備と「マイナンバー」制度の活用

まずもって、各社が平時から大災害発生時を念頭に置き、早期の業務復旧、保険金支払を行えるよう、監督指針に沿って体制を整備することが求められるが、加えて、制度的な対応として、現在検討中の「マイナンバー」を生保各社が利用することができれば、安否確認や保険金の支払いが迅速かつ効率的に行えるはずである。

生命保険協会は、東日本大震災後の昨年6月に「番号制度を通じた生命保険事業におけるICTの利活用について」と題する報告書を公表したが、その中で、具体例のトップに「災害発生時における被災者に対する確実な保障の提供」を掲げ、災害時に請求可能な保険契約があることをお客様に漏れなく案内するための基盤整備として、マイナンバーに生保会社がアクセスできるようになることを求めている。

先の通常国会で継続審議となったマイナンバー法案第6条第4項は、金融機関¹²について、激甚災害等が発生したとき等に「あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる」と定めているものの、別の条文で「人の生命、身体、財産の保護に必要がある場合」といった制約が課されていることなどから、現実にはマイナンバーの活用は難しい¹³という見解も強い。

⁹ 2007年9月28日付読売新聞。

¹⁰ 住友生命「平成23年度定時総代会質疑応答の要旨」。

¹¹ 『明治安田生命の現状』2011年。

¹² 法案上は、「所得税法第225条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号にまで掲げる者」と規定されており、生命保険会社は第4号に該当する。

¹³ 同法案の正式名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」である。

しかしながら、災害のただ中で、被災者自身が契約を確認し必要な証明等を取得して保険金を請求することのハードルは高く、保険会社がマイナンバーをキーに被保険者や受取人の安否を確認し、特定できた受取人に対して保険金の請求を案内することができれば、その意義は極めて大きい。「個人情報保護」という大前提と折り合いを付けた上で生保会社のマイナンバーの利用が可能になることを望みたい。

(2) 支払取扱の統一の検討

大災害の際には、生保会社・損保会社・共済・行政など各種の主体から各種の支払が行われることになるが、現状、主体によって取扱が異なる点もある。一定のまとまったお金が受け取れるという期待感被災者の心の支えになりうるものであり、「受け取れないかもしれない」といった不安を軽減するとともに、極力その期待感を裏切ることがないように、以下のような取扱の統一について検討する余地があると考えます。

生保の災害関係特約と損保の傷害保険における免責条項の相違

生保の災害関係特約は、以下の例のように、地震、噴火、津波による死亡につき、計算基礎に重大な影響を及ぼさない限り、災害保険金等を全額支払うことを定めている¹⁴。今回の震災においても、全社が免責条項を適用せず、災害保険金等を全額支払った。

住友生命傷害特約第9条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）
この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により死亡または障害状態になった場合に、これらの理由により死亡または障害状態になったこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、その程度に応じ、災害保険金または障害給付金の金額を削減して支払いまたはその金額の全額を支払いません。

これに対して、損保の約款は、地震・噴火・津波を免責事項として掲げ、実際に傷害保険金等は支払っていない。

損保ジャパン 傷害総合保険普通保険約款
第2章 傷害条項 第2条（保険金を支払わない場合 - その1）
当社は、次の から までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
地震もしくは噴火またはこれらによる津波

両者の差異については、歴史的な経緯の相違や、巨大災害の生保会社と損保会社への

¹⁴ 約款上、一旦、本則の中で、地震・噴火・津波を、被保険者の犯罪行為、故意・重過失などと同列の免責事由として掲げた上で、補足や備考などの形で「この特約の計算の基礎に影響を及ぼす可能性が少ないと当社が認めるときには、当社は、その程度に応じ、災害死亡保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います」と定めている会社もある（第一生命、明治安田生命など。引用部分は明治安田生命 傷害特約 [積立終身用] 特約条項第3条備考 ）。

影響度の違いといった事情はあろうが、当該保障領域が生損保の乗合領域となった現在、消費者の目から見て分かりにくいことは否めない。現時点で発売はされていないようだが、生保会社が（特約ではない）単品の傷害保険を売り出した場合、その差異はより説明しにくいものとなる。

なお、生保の免責条項については、支払額がさほど多額には上らないこと¹⁵、規定の存在自体が契約者や被災者の不安を招きかねないことから、規定自体の削除を検討の俎上に載せてもよいのではないだろうか。

被保険者と受取人が同時に死亡した場合の新受取人についての各社の取扱の相違

今回の震災では、被保険者（＝契約者）たる夫と受取人たる妻の両方が津波にのまれるといった事象が頻発した。この場合、保険金が誰に支払われるかは保険会社によって異なり、「受取人の相続人」と定める会社¹⁶と「被保険者の相続人」と定める会社がある¹⁷。夫婦の間に子がありそれ以外に子がなければどちらの定め方でも同じで夫婦間の子に支払われるが、夫婦の間に子がなかったり、夫婦のどちらかに夫婦間以外の子があるとややこしくなる。最初から受け取れないと置いていけばよいが、保険金を受け取れると認識したあとで受け取れない（あるいは金額が半分になる）と分かった時のショックは大きい。可能であれば、取扱を統一できないものであろうか。

国の災害弔慰金支払の要件となる「震災関連死」認定と生保の災害死亡判定

巨大災害が発生した当時は難を逃れたものの、震災のショックや避難生活の疲労から体調を崩すなどして亡くなるケースがあるが、このような場合も、認定されれば、巨大災害で直接亡くなった人と同様に国の災害弔慰金が支給される。災害弔慰金の額は「災害弔慰金の支給等に関する法律」ならびに同施行令で定められており、「生計維持者が死亡した場合」は500万円、「その他の方が死亡された場合」は250万円である。

こうしたケースは一般に「震災関連死」と呼ばれている。復興庁が把握している震災

¹⁵ 普通死亡保険金額に対する災害死亡保険金額の割合は近年大きく低下している。個人保険で見ると、1980年度には普通死亡377兆円に対して災害死亡291兆円（77%）だったが、2010年度決算では、普通死亡850兆円に対して災害死亡189兆円（22%）（『インシュアランス生命保険統計号』より。2010年度は旧簡保契約を除く）。

¹⁶ 厳密には、約款は、受取人が先に死亡し、契約者が受取人を再指定しないまま被保険者が死亡した場合の取扱として定めているが、2009年6月の最高裁判決で、同時死亡の場合もこれに準じることが判示された。

¹⁷ 保険法46条は「保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる」と定めているが、これは強行規定ではない。

関連死は今年3月末で1都9県の1632人¹⁸にのぼり、直接亡くなった人の数の約1割に及ぶ。

生保の災害死亡保険金の支払要件は「急激・外来・偶発」とされ、当然のことながら「震災関連死」の認定要件とは異なる。災害弔慰金が支給されることになり、生保の災害死亡保険金も受け取れると期待したところ、その期待が裏切られることも起こりうるわけである。

この点、災害弔慰金が支払われるケースでは災害死亡保険金も支払う実務が行われていることが多い¹⁹ようだ。しかしながら、課題がないわけではない。震災関連死と認定された人の死亡までの期間は「1カ月以内」が5割、「3カ月以内」が8割を占める²⁰が、長期に及ぶケースも一定程度存在するのに対して、約款上、災害死亡保険金の支払は「不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限る」とされており、180日以上経過してから死亡した場合は、災害死亡保険金の支払要件に合致しないことになる。

これを一歩進めて、災害弔慰金が支払われる場合は、生保も（被災から死亡までの期間に関係なく）災害死亡と認定して災害死亡保険金を支払うことを約款で定め、被災者に安心を提供することができないだろうか²¹。以前は、こうした公的給付と連動して支払要件を定める例はなかったが、近年では、介護給付金の支払要件を公的介護保険の要介護認定と連動させることが一般的になってきているなど変化してきており、特段の問題はないと思われる。

¹⁸ 2012年8月21日復興庁「東日本大震災における震災関連死に関する報告」。

¹⁹ 2012年6月の関東部会での質疑応答による。

²⁰ 復興庁、前記報告書。

²¹ 復興庁の前記報告書によれば、震災関連死の9割は66歳以上の高齢者が占めるとのことであり、収支への影響は小さいと思われる。